

監査事務局 平成27年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

地方分権の推進に伴い、適正な行財政運営が求められる中、独立した執行機関として公正不偏の立場を保持した監査機能のより一層の充実、強化を図ることが求められています。行財政運営の透明性を確保するとともに、市民からの市政の信頼性を向上させることが必要です。

監査の専門性を向上させるために、外部機関が主催する研修等に積極的に参加し、監査技術のスキルアップに努め、また、国や全国の都市等からの情報収集を通じて、専門性の高い職員の育成の強化に向けた取り組みを行います。

定期監査

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼に実施しています。

工事監査

工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼に実施しています。

財政援助団体等監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施しています。

行政監査

事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って、事務の執行が適正に行われているかどうかを主眼に実施しています。

補助金等交付団体監査

補助金、負担金等の交付を受けている団体が対象

出資団体監査

出資比率25%以上の団体が対象

指定管理者監査

公の施設を管理している指定管理者が対象

例月現金出納検査

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸帳簿等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に検査を実施しています。

決算審査

市長より、審査依頼された歳入・歳出決算等について、計数が正確であるか、経理が適正であるかなどを主眼に審査します。結果については、意見書を作成し、市長へ提出します。

健全化判断比率等審査

市長より審査依頼された健全化判断比率、資金不足比率など、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査します。

その他の監査

- ・ 住民監査請求に基づく監査
- ・ 議会の請求に基づく監査
- ・ 随時監査 等

2. 基本方針・区分別主要事業

公正で合理的かつ能率的な市の行財政運営を確保するため、適正かつ効果的な監査を実施します。

(1) 監査、検査、審査の実施及び監査事務の調査、研修等を実施します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No	区分	事業名	27年度	26年度	説明
1		監査事務局運営事業 〔監査課〕	9,834 (9,834)	9,907 (9,907)	市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務事業の執行について監査を実施

3. 見直し事業一覧

(単位:千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容 (代替事業等があれば記載)	コスト 削減額
監査課	監査事務局運営事業 (出張旅費)の見直し	遠隔地における会議が減少したことに合わせ、出張旅費の見直しを行い、予算額を縮小する。	△ 145